



越谷市と文教大学との連携協力に関する包括協定書

越谷市（以下「市」という。）と文教大学（以下「大学」という。）は、包括的な連携協力に関する基本的事項について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、市及び大学が相互の連携協力により、協働のまちづくりを推進するとともに、学校教育・生涯学習等の分野において協力し、大学における教育・研究と地域社会の発展に寄与することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 市及び大学は、次に掲げる事項について相互に連携協力を行う。

- (1) まちづくりに関すること。
- (2) 学校教育・生涯学習に関すること。
- (3) 健康・スポーツ・福祉に関すること。
- (4) 文化・芸術・国際交流に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、前条に掲げる目的達成及び連携推進のために必要な事項に関すること。

（有効期間）

第3条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の1月前までに、市又は大学のいずれかから申し出がない場合は、さらに1年間更新し、その後も同様とする。

（その他）

第4条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、市及び大学が協議の上決定する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、市及び大学が署名の上、各自1通を保管する。

平成24年10月30日

埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号
越谷市
越谷市長

高橋 努

埼玉県越谷市南荻島3337番地
文教大学
学 長

大橋 ゆか子